



® 平成 29 年 8 月 28 日 (月)

No. 14516 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会

東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)

郵便番号 104-0061

[電話] 03-3535-3052

[FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4

(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ年32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆著作権侵害の実体法上の両立性と手続法上の両立性 (上)

ー民事法における訴訟物論と刑事法における公訴事実の同一性をめぐってー (1)

☆注目著作権判例紹介 [81] (8)

☆ [春宵一刻] コーヒー伝説 (10)

☆特許庁 特許技監 審査業務部長 審査第三部長

審査第四部長 審判部長就任挨拶 (11)

著作権侵害の実体法上の両立性と 手続法上の両立性 (上)

ー民事法における訴訟物論と刑事法における 公訴事実の同一性をめぐってー

骨董通り法律事務所 弁護士

島根大学大学院法務研究科特任教授 桑野 雄一郎

1 はじめに

(1) 著作権法は、著作者が「著作者人格権」と「著作権」を有すると規定すると共に、「著作者人格権」を18条1項 (以下法令名を記載していないものは

著作権法の条文である)、19条1項及び20条1項に定める権利の、「著作権」を21条から第28条までに規定する権利の総称としている (17条)。つまり、著作者が有する権利はこれらの各規定に定められている個々の権利であり、これを講学上支分権と称している。



特許検索競技大会 2016
団体の部：2連覇達成！
個人の部：最優秀賞 受賞



情報を推進力に



知的財産権の調査・解析・外国出願および技術翻訳
企業実務に精通したプロ集団

トヨタテクノカルディベロップメント株式会社

お問合せ先 IP 事業本部 矢野 Tel 0565-43-2931 Fax 0565-43-2980

そして、これらの著作権及び著作者人格権を侵害した者に対しては、侵害された権利の権利者が差止請求権 (112条) や損害賠償請求権 (民法709条) などの権利を行使することができることになっている。さらに、著作者人格権を侵害した者に対しては5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に又はその併科 (119条2項1号)、著作権を侵害した者に対しては10年以下の懲役若しくは1000万円以下の罰金又はその併科 (同条1項) という刑事罰を定めている。

また、著作権については、著作権法が定めている制限規定の要件を逸脱した利用行為について、複製とみなす (49条1項)、あるいは翻訳、編曲、変形又は翻案を行ったものとみなす (同条2項) と定めており、この結果当該利用行為が複製権あるいは翻案権等の侵害と評価されることになり、利用行為を行った者に対して罰則を含む上記の各規定が適用されることになる。

さらに、著作権法には具体的な支分権を明示しないまま、一定の行為を著作権侵害とみなすと規定する、いわゆる間接侵害について定めた規定もある (113条)。そしてこの規定に違反した場合は著作者人格権を侵害した者と同じ5年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金に又はその併科という刑事罰が定められている (119条2項3号)。

(2) 実務上、著作者人格権と著作権のいずれかが単独で侵害されるということはあまりない。例えば複製行為や翻案行為、そして同一性保持権を侵害する改変行為は、その成果物である複製物や翻案行為によって創作された二次的著作物が公衆に提供・提示されることによって権利者の知るところとなるが、その公衆への提供・提示行為はそれ自体が演奏権、公衆送信権、頒布権、譲渡権等の支分権を侵害することが多く、また公衆への提供・提示に際して公表権や氏名表示権といった著作者人格権侵害を伴うことも少なくない。民事訴訟においても、少なくとも損害賠償請求に関する限りは著作者人格権と著作権の双方、また複数の著作者人格権や複数の支分権の侵害が主張されることの方が多いのが現状である。

そこで、このように、特定の著作物について、

著作者人格権と著作権の双方を侵害する行為や複数の著作者人格権や支分権を侵害する行為が同一人によって行われた場合、あるいは複数のみない侵害規定に該当することとなった場合、上述した侵害者の民事上・刑事上の責任をどう考えるのが問題となる。侵害行為①と侵害行為②が行われた場合を前提とすると、具体的には以下の問題である。

A：実体法上の両立性の問題

実体法上の問題として、侵害行為①に対する責任と侵害行為②に対する責任は両立し、侵害者はその双方について責任を負うことになるのか、いずれかについてのみ責任を負うにとどまるのかという問題である。

B：手続法上の両立性の問題

手続法上の問題として、侵害行為①の責任に関する訴訟手続 (訴訟手続①) と侵害行為②の責任に関する訴訟手続 (訴訟手続②) は両立するのか。この問題は、訴訟手続①の継続中に別途訴訟手続②を提起することは可能なのか、また訴訟手続①について確定判決が出た後に訴訟手続②を提起することは可能なのか、という問題にも通じることとなる。なお、刑事上の責任の問題としては、起訴前の捜査段階において、いわゆる一罪一逮捕一勾留の原則との関係で、侵害行為①について逮捕・勾留された者を侵害行為②について逮捕・勾留することが許されるのかという問題にも関係することになる。

これらの問題点は、実務上はきわめて重大と考えられるにもかかわらず、後述する著作権侵害訴訟における訴訟物についての若干の議論を除くと従来ほとんど議論されることのないまま今日に至っているのが実情である。

(3) まず刑事責任という観点からいえば、実体法上の両立性の問題は複数の著作権侵害行為を犯罪の個数としてどう評価するかという罪数論ということになる。また手続法上の両立性の問題は二重起訴の禁止 (刑事訴訟法 (以下「刑訴法」とする) 338条3号、339条1項5号) や確定判決の効力としての一事不再理効 (刑訴法337条1号) の問題ということになる。

他方、民事責任という観点からは、実体法上の